

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年12月10日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室
- 3 事 件
議案第100号 三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）
議案第118号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
所管事務調査 三次市避難行動要支援者名簿に関するこれまでの取組等について
三次市消防団の処遇改善等について
- 4 出席委員 大森俊和、齊木 亨、小田伸次、山村恵美子、横光春市、伊藤芳則、藤岡一弘、
中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【総務部】細美総務部長、桑田総務課長、茶木財産管理課長、加藤職員係長、

高野住宅・財産活用係長、

【危機管理監】川村危機管理監、伊藤危機管理課長、廣瀬危機管理監付課長、高松危機管理係長

【福祉保健部】牧原福祉保健部長

7 議 事

午前10時00分 開会

○大森委員長 それでは定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。全員出席でありますので、本委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、既にお示ししております委員会審査次第のとおりでございます。本委員会に付託されました2議案について、それぞれの所管ごとに説明を受けた後、質疑を行い、直ちに議案ごとに採決を行います。質疑に関しましては、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。また、議案の採決が終わりましたら、一旦休息し、再開後、本年3月及び6月定例会において可決をいたしました危機管理監に関わる議案2件に関連する取組について、所管事務調査を行うよう計画をしております。よろしくをお願いいたします。

それでは最初に、議案第100号、三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

細美総務部長。

○細美総務部長 おはようございます。着座のままにて失礼をいたします。それでは、議案第100号、三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によりまして、借地借家法が一部改正されることなどに伴い、関係条例であります定住促進住宅管理条例の一部を改正しようとするものでございます。その主な内容は、条例内で引用しています借地借家法の条項の

整理、いわゆる項ずれでございますけれども、こちらを整理しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 ただいま説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 質疑がないようでありますので、以上で議案第100号に係る質疑を終了いたします。

ここで、一部説明員が交代をいたします。

(執行部入れかえ)

○大森委員長 次に、議案第118号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、議案第118号の御説明、引き続き着座のままにて失礼をいたします。議案第118号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、年末年始の勤務に係ります休日勤務手当の額を規定するため、関係条例であります三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、市立三次中央病院に勤務いたします医療職の職員が、12月29日から翌年1月3日までの間に勤務した場合に、休日勤務手当を支給するため、その額について勤務1回につき6,000円、これを規定するものでございます。6日間の対象者としましては、延べ約690人、金額にいたしまして支給総額約410万円の想定でございます。

以上、よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 ただいま説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

横光委員。

○横光委員 では、1点ほど聞かせていただきたいと思っておりますけれども、この条例改正は、三次中央病院の医療職の人が対象というふうに聞かせていただいておりますけれども、この条項で第4項の条文の中に規則に定める職員というふうにありますけれども、これは三次市職員の給与の支給に関する規則か、それとも三次市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則なのか、その中で、この条例改正後に規則の改正を行って定めるのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○大森委員長 桑田総務課長。

○桑田総務課長 規則の改正でございますけれども、三次市職員の給与に関する規則のほうで対象職員を規定させていただこうと考えております。また、改正の時期につきましては、条例が可決後に速やかに規則改正を行いたいと考えております。

○大森委員長 ほかに。

藤岡委員。

○藤岡委員 2点ほど質問をさせていただきます。

まず、先日の初日の本会議1日目でも質問が出たものちょっと重複するところはあるんですけども、改めて今回、勤務された職員のうちというところで、その職員の定義ですよ。どういった方々の職種の方に支給をされるのかというところを改めてお伺いしたいのが、まず1点目。

そして、2点目なんですけれども、今回から勤務1回につき6,000円を休日勤務手当として支給するというふうにございますが、先日も合併前に同じく6,000円の手当があったんですが、合併後に廃止された。同じく金額としても6,000円であったかと私も記憶しておりますが、今回の休日勤務手当を設定するに当たって、6,000円と設定されたその理由ですね。前日も6,000円であったので今回も6,000円にするとか。といいますのも、他の病院を見ても金額の幅は様々でございまして、支給手当があるところもあればないところもある。金額も1万円を超えるところもあれば、また数千円のところもある。そういった状況の中でこの6,000円に設定された理由というのを伺いたいと思います。

以上、2点ほど、よろしく申し上げます。

○大森委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、まず1点目の、いわゆる対象者についてでございますけれども、今回の改正の目的のほうで、医療職確保という視点がございまして、中央病院といいますよりは、医療職につきまして、年末年始においてローテーションで勤務する医療職、こういう目線で見えております。そうしたときには、中央病院の年末年始に勤務する医療職でございますので、代表的にはいわゆる医師、看護師、それから臨床検査技師ですとか放射線技師、こうしたいわゆる技師の関係、こうした者を対象にいたしますので、年末年始、中央病院に勤務しておる職員全員が対象になるというイメージでとっていただいて結構でございます。

それから、金額のほうでございますけれども、まず1点目は、当然に従前の金額がベースといたしますか、基本ラインとして考えておりました。もう1点につきましては、先ほど委員お話しくださいましたけれども、近隣他病院の給付の実例を見まして、平均的な金額という判断でこの6,000円という金額を設定させていただいたものでございます。

○大森委員長 ちなみに、料金のことが出ましたので。1回と2日の境というのはどういうふうな仕切りになるのか。市民の皆さんに分かりやすく教えてください。

細美総務部長。

○細美総務部長 今回の1回という考え方でございますけれども、病院職でございますので、24時間ローテーションで勤務をしております。勤務の始まりから終わりのどこかが12月29日から1月3日の間に入っておるのを対象としております。例えば、12月28日の夜から12月29日の朝にかけての夜勤を行う場合、29日が入っておりますので、これが1回とカウントになります。そして、29日に勤務が一旦終わります。終わって、また何日かおいて夜勤に入る。夜勤に入った場合は、先ほど申し上げましたように、1日の概念というよりは1勤務でございますので、勤務が始まって終わるまでは、それが日をまたごととまたぐまいと1回でございます。終わりのところも同様でございませ

て、1月3日の夜勤に入り1月4日に明けになる、こういう場合も1月3日が含まれておりますので、対象者ということになるかと思います。こういうことをごさいますて、1回と定義させていただきましたのは、今のように1日の概念よりも1回、勤務が始まって終わるまで、これを1回とカウントさせていただくほうが勤務実態に即しておりますので、そういう表現並びに扱いを予定しておるものでございます。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ほかにないようでありますので、以上で議案第118号に係る質疑を終了いたします。

総務部の皆さん、大変ありがとうございました。

(執行部退室)

○大森委員長 それでは、これより議案2件の採決を行います。

配付しております審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決といたします。

それでは、まず議案第100号、三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例(案)についての討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第118号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)についての討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第118号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等がありましたら御発言ください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、意見はないというふうに認めます。

お諮りいたします。本委員会の報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認めます。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

午前10時18分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月10日

総務常任委員会

委員長 大 森 俊 和